

令和4年2月24日

保護者の皆様へ

南知多町教育委員会
教育長 高橋 篤

**まん延防止等重点措置の延長に伴う登校判断等の変更と確認
及び臨時休業の判断基準の変更について**

保護者の皆様には、本町の教育活動に対し、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、愛知県全域でまん延防止等重点措置が延長されたことに伴い、愛知県教育委員会より臨時休業の判断基準が変更されました。国や県の通知を踏まえ、登校判断や臨時休業の判断基準等を下記のとおり変更いたします。お子様が安全・安心な学校生活を送ることができますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登校に際して ※(1)～(3)に該当する場合、「出席停止」

(1) ご家庭で、毎朝、検温と健康観察をしてください。

○お子様に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある場合は、自宅で休養させてください。すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度登校を控え、受診することをご検討ください。

○同居のご家族に上記の風邪症状が見られる場合も、登校を見合わせる等の対応をお願いします。ご家族の健康状況の把握・確認にご協力ください。

○同居のご家族等が濃厚接触者に特定された場合には、当該ご家族が無症状で、3日間経過または検査で陰性が判明するまでは、お子様の登校を控えてください。

(2) 登校後、お子様に発熱や咳の症状が見られた場合、帰宅させますので、保護者の方のお迎えをお願いします。

(3) 今回のまん延防止等重点措置の実施期間中は、感染を懸念し、お子様の登校を自粛する場合は「欠席」ではなく「出席停止」とします。

2 ご家族のコロナウイルス感染が疑われる場合の連絡について

○以下の場合、必ず速やかに学校へ連絡をしてください。

- ・ 本人及びご家族等の（が）①「感染が疑われ、検査を実施するとき」
②「検査結果が出たとき」
③「濃厚接触者に特定されたとき」

3 臨時休業の判断基準

範 囲	基 準
学級閉鎖・ 学年閉鎖	○<u>直近3日間</u>で以下のいずれかの状況に該当し、<u>学級内で感染が広がっている可能性が高い場合</u>、学級閉鎖を実施する。 ①同一の学級において<u>3名以上</u>の児童生徒等の感染が判明した場合（ただし、感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く） ②<u>一学級の児童生徒数が20名以上の規模で、感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合</u> ③その他、町教育委員会が必要と判断した場合 ○学級閉鎖の期間としては、<u>3日</u>程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
臨時休校	○複数の学級・学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

4 その他

○当面の間は、以上のような対応をしていきますが、状況が刻々と変わっております。変更する場合には、学校を通して連絡させていただきます。

（担当）南知多町教育委員会 学校教育課（八谷）

TEL：0569-65-0711（内555） FAX：0569-65-2685

E-mail gakkyou@town.minamichita.lg.jp